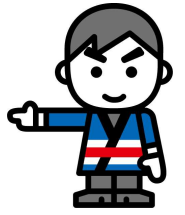


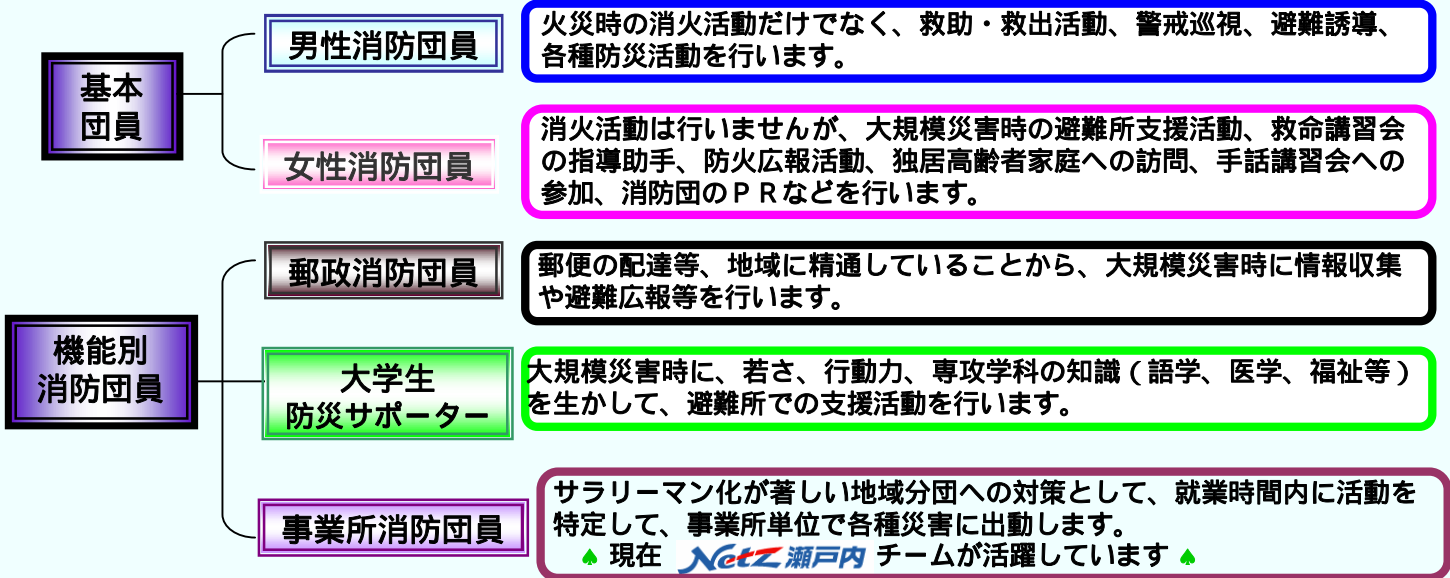
# 松山市消防団



## 消防団員募集中!



### 松山市消防団の活動



**入団資格**  
松山市内に居住または勤務している方  
年齢18歳以上40歳程度までの健康な方

お問合せ先  
**松山市消防局総務課 消防団担当**  
〒790-0811 松山市本町6丁目6-1  
☎089-926-9229 (直通)



現在、会社員、自営業者、  
大学生、主婦など、  
様々な職種、幅広い年齢層の方が  
消防団員として活躍しています。



男性消防団員  
素鷲分団 日野哲也さん

### 我々と一緒に地域貢献してみませんか

私は消防団員として消火活動だけでなく、台風や集中豪雨による  
河川氾濫を防ぐため、土のう積みなどの防災活動も行ないます。



また、赤パイ隊員の一員として警戒巡視や  
広報活動も行なっています。  
活動では辛いこともありますが、地域の方  
から感謝され、やりがいを強く感じます。  
消防団に入団し、我々と一緒に  
地域貢献してみませんか。

### 応急手当指導員として 救急隊員さんのお手伝いをしています

私は、救命講習会で、応急手当指導員として救急隊員さんのお手伝い  
をしたり、災害時に耳の聞こえない方を安全に  
避難誘導できるよう、手話講習会に参加し、  
手話を学んでいます。

また、春と秋の火災予防運動に合わせ、  
消防署員さんと一緒に独居高齢者の方の  
お宅を訪問し、火災予防を啓発しています。



女性消防団員  
石丸ちえみさん

### 地域や人の役に立てる消防団は 魅力あるものだと思います

何か自分でも人の役に立てることはないかと考えていたときに、先輩から  
「消防団」のことを教えていただき、入団を決めました。



訓練、研修において、心肺蘇生や  
応急手当の方法、人命救助の難しさ  
を実感することも多いですが、人を  
助けたりして地域や人の役に立てる  
消防団は魅力あるものだと思います。



大学生防災サポーター  
藤村奈々絵さん

あなたの家には  
付いてますか？  
あ ん ぜん と あ ん し ん  
**住宅用火災警報器**

消防法及び松山市火災予防条例により、全ての住宅に  
火災警報器の設置が義務付けられました。

住宅を新築する場合…平成18年6月1日から施行されました。  
既存住宅の場合…平成23年5月31日までに設置する必要があります。

#### お問い合わせ・ご相談

松山市消防局	住宅用火災警報器 総合相談窓口 (予防課)	TEL.089-926-9216 FAX.089-926-9163 <a href="http://www.city.matsuyama.ehime.jp/sbyobou/">http://www.city.matsuyama.ehime.jp/sbyobou/</a> E-mail : sbyobou@city.matsuyama.ehime.jp	平日 8時30分～17時
	消防局代表 (通信指令課)	TEL.089-926-9200 FAX.089-926-9198 E-mail : sbtuusin@city.matsuyama.ehime.jp	
	中央消防署	TEL.089-926-9222 FAX.089-926-9277	平日 17時以降及び 土・日曜日・祝日
	東消防署	TEL.089-933-0876 FAX.089-941-8286	
	南消防署	TEL.089-957-8615 FAX.089-957-2369	
西消防署	TEL.089-951-0894 FAX.089-951-7340		
	(財)愛媛県消防設備保守協会 (機器に関するお問い合わせ)	TEL.089-933-1085 FAX.089-933-2510 <a href="http://www4.ocn.ne.jp/~e-sshk/">http://www4.ocn.ne.jp/~e-sshk/</a>	平日 9時～17時
	住宅用火災警報器相談室	フリーダイヤル 0120-565-911	平日 9時～17時
	住宅防火対策推進協議会	<a href="http://www.jubo.go.jp/index2.html">http://www.jubo.go.jp/index2.html</a> (住宅用防災機器販売店リスト)	